

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

令和3年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,206,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,536,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

令和3年12月8日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,968,515	千円 1,486,790	千円 173,455,305
	1 地方交付税	171,968,515	1,486,790	173,455,305
7 分担金及び負担金		857,203	235,158	1,092,361
	1 分担金	23,425	7,500	30,925
	2 負担金	833,778	227,658	1,061,436
9 国庫支出金		129,193,629	20,081,478	149,275,107
	1 国庫負担金	36,009,497	4,515,218	40,524,715
	2 国庫補助金	91,578,658	15,566,260	107,144,918
14 諸収入		103,684,298	58,160	103,742,458
	6 雑収入	2,911,045	58,160	2,969,205
15 県債		86,635,700	16,345,300	102,981,000
	1 県債	86,635,700	16,345,300	102,981,000
歳入合計		655,329,929	38,206,886	693,536,815

注：補正前の額は、令和3年12月定例会開会時における現計予算の額に議案第140号及び同第141号による補正額を加えたもの。

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,754,439	千円 5,060,328	千円 36,814,767
	2 企画費	6,911,847	796,827	7,708,674
	6 防災費	2,691,838	4,263,501	6,955,339
3 民生費		82,877,831	756,185	83,634,016
	1 社会福祉費	63,254,669	634,379	63,889,048
	2 児童福祉費	15,787,081	121,806	15,908,887
4 衛生費		38,180,624	72,800	38,253,424
	4 医薬費	7,158,868	72,800	7,231,668
6 農林水産業費		24,324,501	2,869,586	27,194,087
	3 農地費	6,096,395	1,644,048	7,740,443
	4 林業費	6,911,352	470,318	7,381,670
	5 水産業費	3,097,095	755,220	3,852,315
7 商工費		127,298,212	1,080,000	128,378,212
	3 観光費	6,537,719	1,080,000	7,617,719
8 土木費		83,045,715	28,361,687	111,407,402
	2 道路橋りょう費	49,540,784	13,211,050	62,751,834
	3 河川海岸費	16,707,996	12,678,062	29,386,058
	4 港湾費	6,637,542	2,159,475	8,797,017
	5 都市計画費	4,458,199	313,100	4,771,299
	1 教育総務費	15,296,441	6,300	15,302,741
歳 出 合 計		655,329,929	38,206,886	693,536,815
<p>注： 補正前の額は、令和3年12月定例会開会時における現計予算の額に議案第140号及び同第141号による補正額を加えたもの。</p>				

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			5,060,328
	2 企画費		796,827
		地籍調査	796,827
	6 防災費		4,263,501
		ワクチン・検査パッケージ等促進	4,263,501
6 農林水産業費			1,573,061
	3 農地費		1,388,112
		県営中山間総合整備	373,097
		県営ため池等整備	628,394
		地すべり防止対策	22,445
		ため池調査	346,107
		中山間総合農地防災	8,199
		団体営ため池等整備	9,870
	4 林業費		184,949
		低コスト作業システム整備	9,800
		森林環境保全整備	75,873
		間伐材安定供給	11,266
		補助林道	64,010
森林路網整備促進		24,000	
8 土木費			15,655,737
	2 道路橋りょう費		6,716,500
		公共事業国道改良	222,200
		道路改良	6,494,300
	3 河川海岸費		6,786,422
		河川整備	6,786,422
	4 港湾費		1,839,715
		港湾施設整備	1,062,015
		海岸整備(港湾)	777,700
	5 都市計画費		313,100

		公 共 街 路	313,100
合		計	22,289,126

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			140,725 ^{千円}		1,108,340 ^{千円}
	4 林 業 費		119,225		331,620
		一 般 治 山	119,225	一 般 治 山	331,620
	5 水 産 業 費		21,500		776,720
		漁 港 施 設 整 備	21,500	漁 港 施 設 整 備	776,720
8 土 木 費			780,200		9,687,390
	2 道路橋りよう費		151,100		3,539,650
		道 路 保 全	151,100	道 路 保 全	3,539,650
	3 河川海岸費		629,100		6,147,740
		急傾斜地崩壊対策	52,500	急傾斜地崩壊対策	1,618,000
		砂 防	156,600	砂 防	3,830,980
		海岸整備（海岸）	420,000	海岸整備（海岸）	698,760
合 計			920,925		10,795,730
注：補正前の金額は、議案第141号により定める繰越明許費の金額。					

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 令和3年度介護職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	令和4年度 (1年)		千円 67,500
2 令和3年度障害福祉職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	令和4年度 (1年)		20,250
3 令和3年度復旧治山（田辺市龍神村小家才ノ谷地区）	自 令和3年度 至 令和4年度 (2年)		100,000
4 令和3年度地すべり防止（那智勝浦町那智山南谷外地区）	自 令和3年度 至 令和4年度 (2年)		80,000
5 令和3年度国道424号 西ヶ峯～上谷拡幅道路改良	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)		450,000

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	千円 16,202,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共農業農村事業	千円 903,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共道路事業	20,217,100	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 983,300	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
20,279,600	同上	同上	同上

令和3年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(4) 主要な建設改良事業		
紀の川流域下水道（伊都処理区）	215,273千円	523,000千円
紀の川中流流域下水道（那賀処理区）	92,000千円	130,000千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	902,617千円	345,727千円	1,248,344千円
第1項 企業債	70,500千円	71,400千円	141,900千円
第2項 補助金	761,481千円	202,963千円	964,444千円
第3項 負担金	70,636千円	71,364千円	142,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	902,617千円	345,727千円	1,248,344千円
第1項 建設改良費	307,273千円	345,727千円	653,000千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第5条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「857,570千円」を「857,533千円」に改める。

令和3年12月8日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

別表 企業債の補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
紀の川流域下水道事業	千円 46,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	24,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 107,700	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
34,200	同上	同上	同上

令和3年度建設事業施行に伴う市町村負担金について

令和3年度において県が施行する土木その他の建設事業により利益を受ける市町から、下記により、負担金を徴収いたしたいので、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
		千円		千円
[一般会計] (農林水産部関係)				
県営中山間総合整備	紀の川市	195,600	事業費の 0.150	29,340
	日高町	168,400	事業費の 0.150 事業費の 0.075	17,406
	計	364,000		46,746
県営ため池等整備	和歌山市	78,000	事業費の 0.050 事業費の 0.210	7,420
	海南市	129,000	事業費の 0.100	12,900
	田辺市	3,100	〃	310
	紀の川市	312,000	事業費の 0.100 事業費の 0.050 事業費の 0.160	32,850
	かつらぎ町	9,000	事業費の 0.050	450
	九度山町	7,000	事業費の 0.100	700
	湯浅町	10,000	〃	1,000
	広川町	10,000	事業費の 0.050	500
	日高町	10,000	事業費の 0.100	1,000
	由良町	15,000	事業費の 0.050	750
	印南町	10,000	事業費の 0.100	1,000
	日高川町	20,000	〃	2,000
	計	613,100		60,880
中山間総合農地防災	上富田町	8,000	事業費の 0.150	1,200
(県土整備部関係)				
急傾斜地崩壊対策	和歌山市	272,700	事業費の 0.050 事業費の 0.100	17,422
	海南市	126,250	〃	8,585
	田辺市	141,400	〃	8,080
	新宮市	20,200	事業費の 0.050	1,010

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
		千円		千円
	紀の川市	65,650	〔事業費の 0.050 事業費の 0.100〕	4,545
	岩出市	15,150	事業費の 0.100	1,515
	かつらぎ町	10,100	事業費の 0.025	252
	広川町	10,100	〃	252
	有田川町	40,400	〃	1,008
	美浜町	10,100	〃	252
	みなべ町	242,400	〃	6,059
	日高川町	242,400	〃	6,057
	白浜町	50,500	〔事業費の 0.025 事業費の 0.050〕	2,272
	上富田町	45,450	〃	2,019
	すさみ町	70,700	事業費の 0.025	1,767
	那智勝浦町	50,500	〃	1,262
	古座川町	30,300	〃	757
	串本町	121,200	〔事業費の 0.025 事業費の 0.050〕	3,535
	計	1,565,500		66,649
公共街路	和歌山市	313,100	事業費の 1/6	52,183
〔流域下水道事業会計〕 (県土整備部関係)				
紀の川流域下水道	橋本市	229,440	地方費の 0.500	45,752
	かつらぎ町	68,686	〃	13,696
	九度山町	9,601	〃	1,916
	計	307,727		61,364
紀の川中流流域下水道	紀の川市	22,804	地方費の 0.500	6,001
	岩出市	15,196	〃	3,999
	計	38,000		10,000
ただし、事業費に増減を生じた場合は、負担割合に応じて知事において負担金の額を増減することができる。				